

# 神奈川県社会的養育推進計画

(令和2年度～令和11年度)

令和2年3月

# 目次

<b>1 はじめに</b>	<b>・ ・ ・ 1</b>
（1）計画改定の趣旨	・ ・ ・ 1
（2）計画の位置付け	・ ・ ・ 1
（3）計画期間	・ ・ ・ 2
（4）対象地域	・ ・ ・ 2
（参考）用語の説明・定義	・ ・ ・ 3
<b>2 本県の子どもを取り巻く状況</b>	<b>・ ・ ・ 4</b>
（1）少子化の進行	・ ・ ・ 4
（2）子どもと家庭を取り巻く状況	・ ・ ・ 5
（3）県所管域の社会的養護の状況	・ ・ ・ 6
<b>3 社会的養育の体制整備の基本方向と全体像</b>	<b>・ ・ ・ 7</b>
（1）基本方向	・ ・ ・ 7
（2）全体像	・ ・ ・ 7
<b>4 代替養育の需要量と供給量</b>	<b>・ ・ ・ 9</b>
（1）現況	・ ・ ・ 9
（2）代替養育を必要とする子ども数（需要量）	・ ・ ・ 9
ア 国の考え方	
イ 本県の考え方と算出方法	
（3）里親等の供給量	・ ・ ・ 11
ア 里親等委託率の目標値	
（ア）国の考え方	
（イ）本県の考え方	
a 前回計画策定後の実績	
b 目標値	
イ 里親等の供給量（里親登録数）及び里親等への委託子ども数の見込み	
（4）乳児院・児童養護施設等の供給量	・ ・ ・ 14
ア 乳児院・児童養護施設	
（ア）施設で養育が必要な子ども数の見込み	
（イ）乳児院・児童養護施設の供給量	
イ 児童自立支援施設・児童心理治療施設	

<b>5 取り組みの方向（4つの柱）</b>	<b>・ ・ ・ 17</b>
（1）子どもの権利擁護の推進	
（2）子どもと家庭を地域で支援する取り組みの推進	
（3）家庭と同様の環境における養育の推進	
（4）代替養育を経験した子どもの自立支援の推進	
<b>6 具体的な取り組み</b>	<b>・ ・ ・ 18</b>
（1）子どもの権利擁護の推進	・ ・ ・ 18
ア 子どもの意思形成と意見表明のための支援	
イ 子どもの意見を聴き、代弁する支援	
ウ 子どもへの虐待の禁止の徹底	
（2）子どもと家庭を地域で支援する取り組みの推進	・ ・ ・ 20
ア 児童相談所の体制強化と関係機関との連携強化	
イ 子どもの権利が守られ適切なケアを提供する一時保護	
ウ 市町村の子ども家庭相談体制の強化に向けた支援	
エ 乳児院における子ども家庭支援の新たな展開	
（3）家庭と同様の環境における養育の推進	・ ・ ・ 24
ア 里親等への委託の推進	
イ 児童養護施設等の高機能化等	
ウ 子どものパーマネンシーを保障する支援体制の構築	
（4）代替養育を経験した子どもの自立支援の推進	・ ・ ・ 28
ア 代替養育を経験した子どもの自立支援ニーズの把握と支援	
イ 成人期へつなぐ子どもの自立支援の推進	
<b>7 計画の進捗管理・評価</b>	<b>・ ・ ・ 30</b>

# 1 はじめに

## (1) 計画改定の趣旨

県ではこれまで、「社会的養護の課題と将来像」（平成 23 年 7 月）、「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」（平成 24 年 11 月）を踏まえ、児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護を推進する計画として「神奈川県家庭的養護推進計画」（平成 27 年 3 月）を策定し、平成 27（2015）年度から平成 41（2029）年度までの 15 年計画として、5 年ごとの重点的な取組みを定めて取り組んできました。

その後、平成 28（2016）年の「児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）」において、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの家庭養育優先の原則が明記され、この理念のもと、平成 29（2017）年 8 月に国の「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が「新しい社会的養育ビジョン」を取りまとめました。

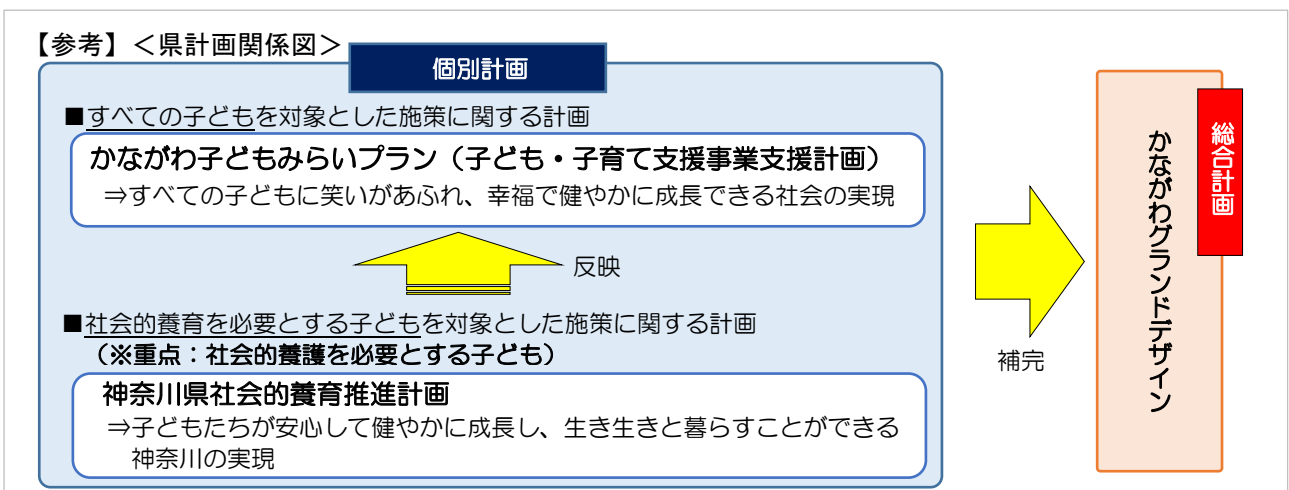
これを踏まえ、社会的養育を必要とするすべての子どもの権利を保障し、自立支援を進め、子どもの最善の利益を実現していくために、『都道府県社会的養育推進計画』の策定について（平成 30 年 7 月 厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、新たな項目を加え、「神奈川県家庭的養護推進計画」を改定し、「神奈川県社会的養育推進計画」と名称を変更し取り組むこととするものです。

本計画は、児童福祉法第一条に謳われた児童福祉の原理を踏まえ、すべての子どもの権利を守ることを前提に、特に、社会的養護を必要とする子どもを心身ともに健やかに育成するための施策を重点的に示し、子どもたちが安心して健やかに成長し、生き生きと暮らすことができる神奈川の実現を目指します。

## (2) 計画の位置付け

県の総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完する、特定課題に対応した個別計画とします。

また、子どもの健全育成等を目的とし、すべての子どもを対象とした施策に関する計画である「かながわ子どもみらいプラン」の中に本計画の内容を反映しているほか、「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」にも関連する施策を位置付けています。



さらに、本計画の目指す姿である、子どもたちが安心して健やかに成長し、生き生きと暮らすことができる神奈川の実現は、SDGs（※）の理念や目標の一部を共有するものであり、17 ページ以降に記載する「4つの柱」の推進に取り組むことにより、持続可能な神奈川の実現を図り、SDGs の目標達成にも役割を果たしていきます。

【参考】＜SDGs（世界を変えるための17の目標）＞

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任
13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう	

(※囲みは本計画に関連する目標)

※ SDGs（エスディーゼズ）：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）

平成 27（2015）年9月の国連において、全会一致で採択された「持続可能な開発目標」。先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、2030年を期限として、貧困、健康と福祉、教育など、17のゴール（目標）と169のターゲットから成る。

### （3）計画期間

令和 2（2020）年度から令和 11（2029）年度までの10年間とします。

また、令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までを前期、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までを後期とし、前期末に進捗状況を検証のうえ、後期計画を見直すこととします。

### （4）対象地域

政令指定都市（横浜市、川崎市、相模原市）及び児童相談所設置市（横須賀市）（以下、「政令指定都市等」という。）を除く県所管域とします。

ただし、県全体として取組みを進める必要があることから、政令指定都市等と連携・調整して計画の実現を目指します。

## (参考) 用語の説明・定義

### ◆ 社会的養育

社会的養育とは、社会が子どもの養育に対して保護者（家庭）とともに責任を持ち、家庭を支援することです。対象は全ての子どもで、家庭で暮らす子どもから代替養育を受けている子ども、その胎生期から自立までが対象となります。

### ◆ 社会的養護

子どもの成長発達の保障のために、保護者への養育支援や子どもへの直接的な支援を届けることが必要であると行政機関が判断して、子どもに確実に支援を届けるサービス形態のことです。

- 例）・児童相談所の在宅指導措置（児童福祉法第27条第1項第2号）  
・里親・施設等への措置（児童福祉法第27条第1号第3号）  
・一時保護（児童福祉法第33条）  
・自立援助ホーム、障害児施設（保護者と施設の契約によるもの）やショートステイ、母子生活支援施設への入所

### ◆ 代替養育

実親から分離された子どもに提供される養育で、一時保護を含みます。

### ◆ 里親等委託率

乳児院、児童養護施設、里親、ファミリーホームへの措置・委託児童の合計に対する里親及びファミリーホーム委託児童数の割合を言います。

### ◆ フォスタリング業務

里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における子ども等への支援に至るまでの一連の業務です。

### ◆ パーマネンシー保障（永続的解決）

永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場を保障することで、家庭養護（里親委託）の観点に加えて、リーガルパーマネンシー（養子縁組等）保障も含みます。

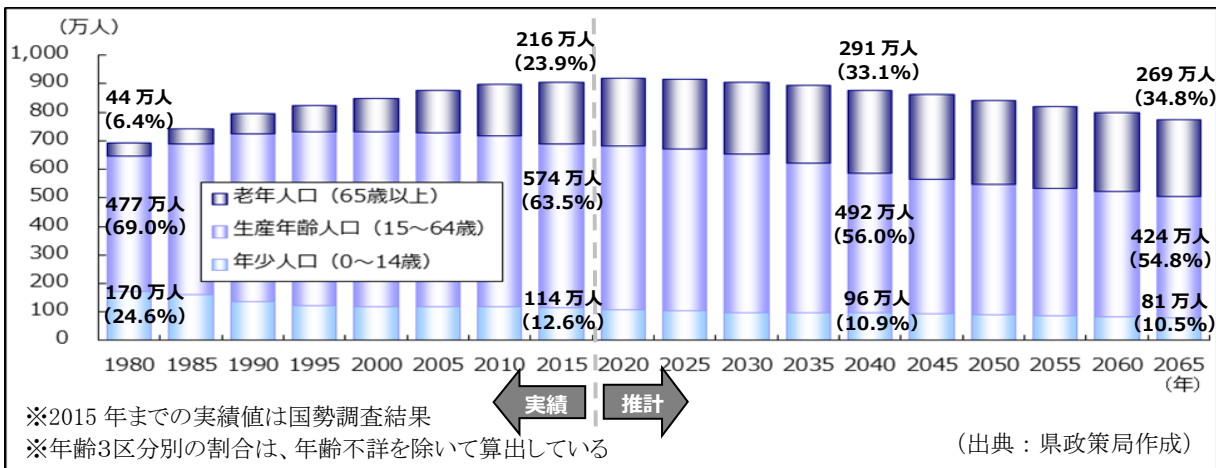
## 2 本県の子どもを取り巻く状況

### (1) 少子化の進行

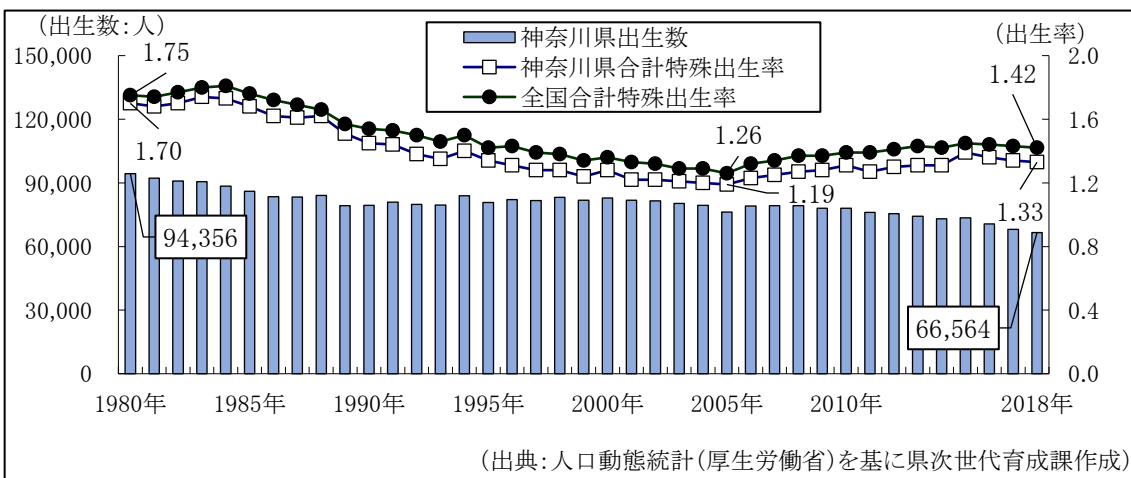
本県の0～14歳の年少人口は、減少傾向が続いており、1980年の約170万人に対し、2015年は約114万人となっています。将来人口推計では、2040年には約96万人に、2065年には約81万人に減少すると見込まれています。（図表1）

また、出生数は、1980年の約9.4万人に対し、2018年では約6.7万人と減少傾向が続いています。合計特殊出生率は、2005年に過去最低の1.19を記録した後は上昇に転じていますが、2018年は1.33と、依然として人口が長期で安定的に維持される人口置換水準（2.07）を大幅に下回っています。（図表2）

■図表1：県の年齢3区分別の人口推計（中位推計）



■図表2：出生数、合計特殊出生率の推移（全国、神奈川県）

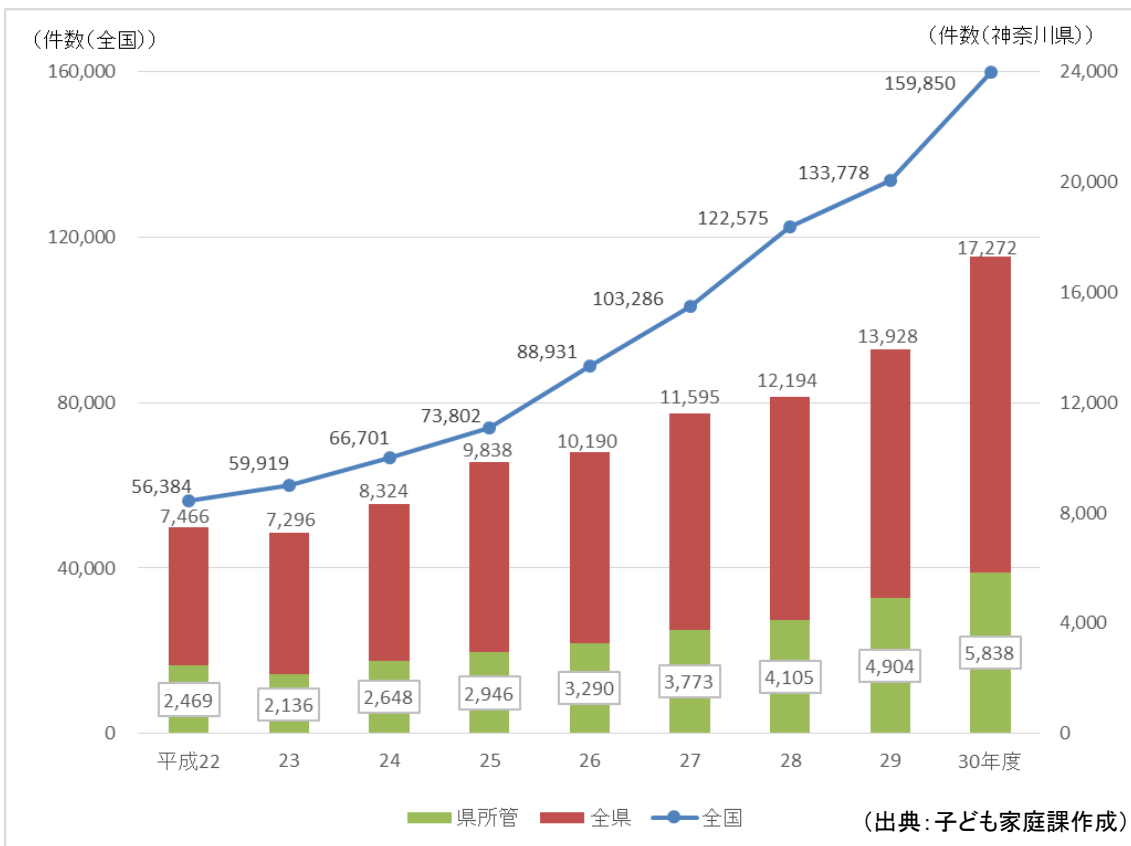


## (2) 子どもと家庭を取り巻く状況

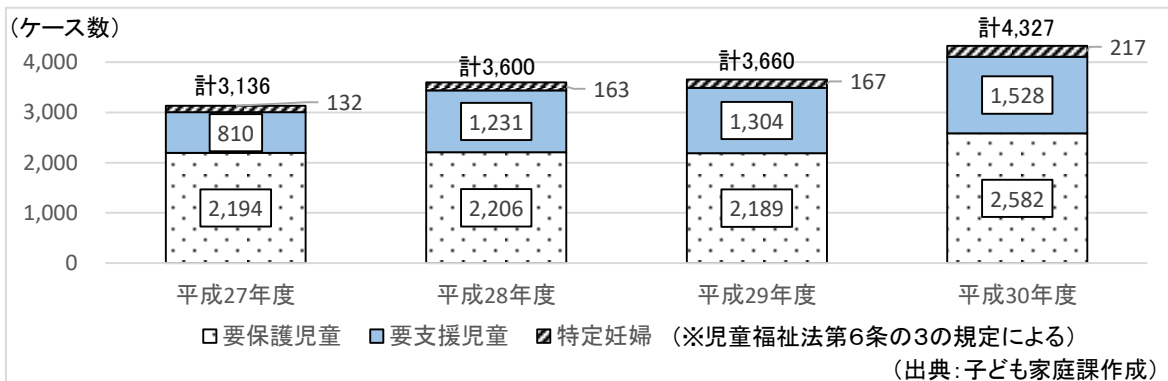
少子化が進行する一方で、児童相談所における虐待相談対応件数は増加傾向にあります。平成30（2018）年度の県所管域の対応件数は5,838件と過去最高を記録し、県全体及び全国でも過去最高の件数となりました。（図表3）この背景には、家族形態の多様化や地域のつながりの希薄化、貧困の連鎖や経済格差等により保護者や子どもたちを取り巻く環境が厳しくなっており、子育て家庭が抱える問題も多様化、複雑化していることが考えられます。一方、児童虐待に対する社会的認知の高まりや、警察からの通告件数の増加という側面も挙げられます。

また、県所管市町村の要保護児童対策地域協議会で対応しているケース数も増加傾向にあり、様々な支援を必要とする子どもが増えていると考えられます。（図表4）

■図表3：児童相談所における児童虐待に関する対応件数の推移（全国、神奈川県（全県、県所管））



■図表4：県所管市町村の要保護児童対策地域協議会で対応しているケース数



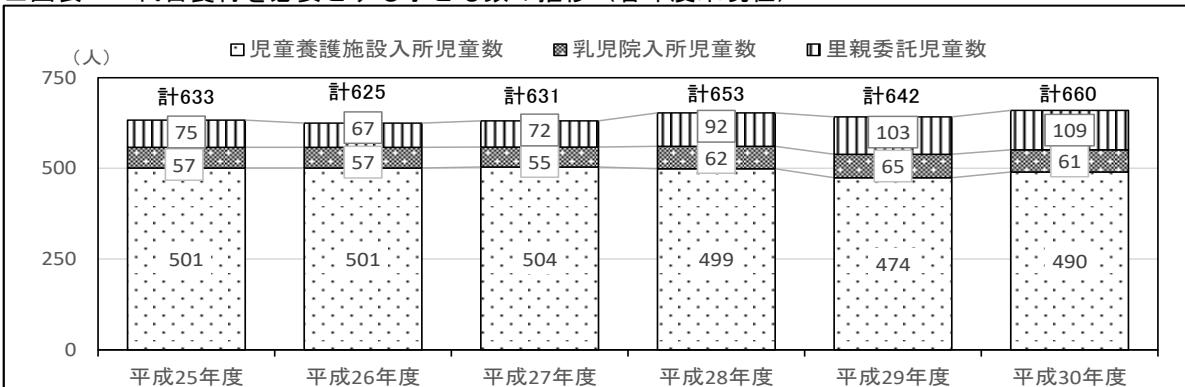


### (3) 県所管域の社会的養護の状況

本県における各年度末時点の乳児院、児童養護施設及び里親家庭で代替養育を必要とする子ども数は、近年、650人前後でほぼ横ばいで推移しています。(図表5) このうち、里親及びファミリーホームに委託している子どもの割合である「里親等委託率」は増加傾向にあり、平成30(2018)年度は16.5%となっていますが、全国平均を下回っています。(図表6)

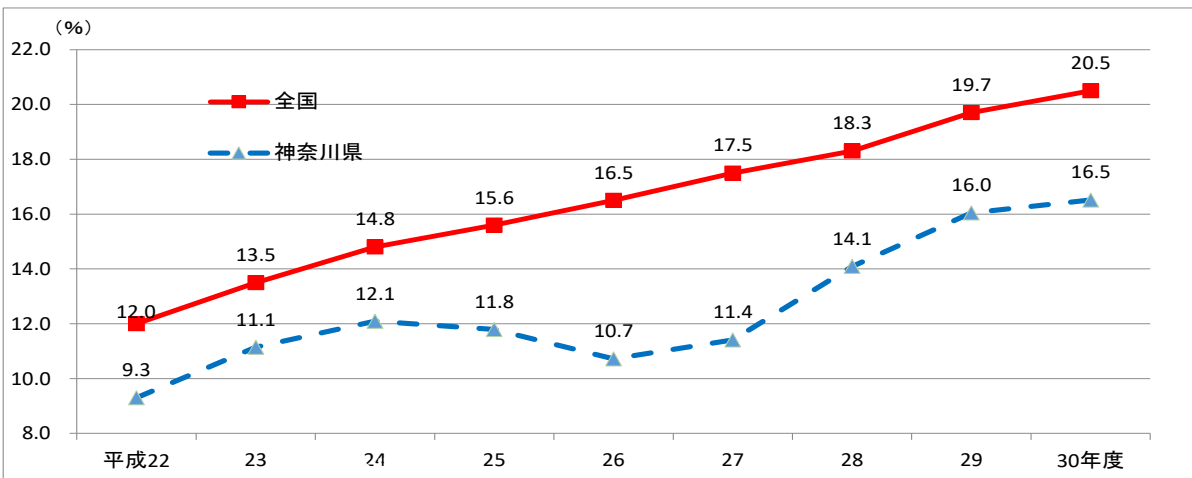
代替養育を必要とする子ども数がほぼ横ばいである一方、児童相談所の一時保護所や、施設や里親等に委託により一時保護される子どもの数は増加傾向にあります。(図表7)

■ 図表5：代替養育を必要とする子ども数の推移（各年度末現在）



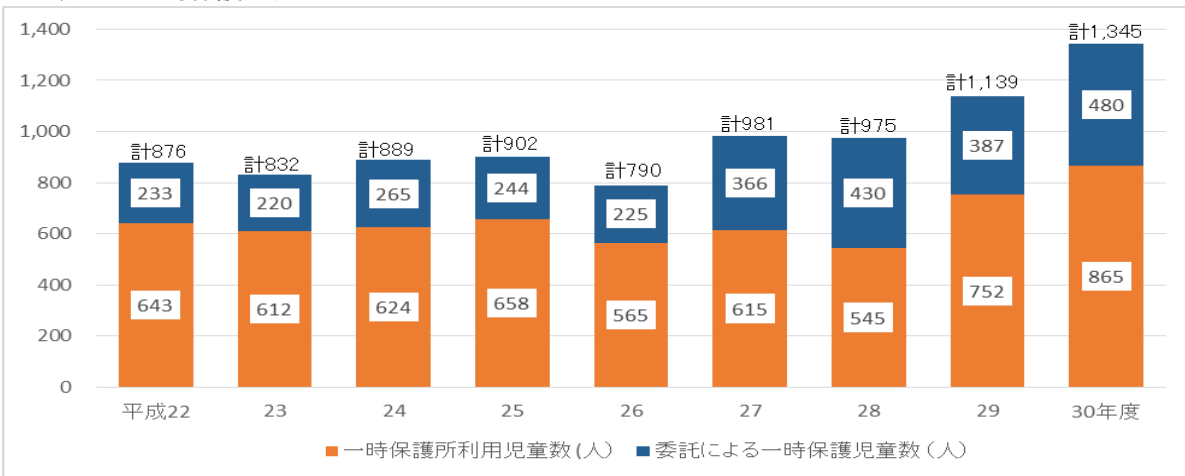
(出典：子ども家庭課作成)

■ 図表6：里親等委託率の推移（各年度末現在）



(出典：子ども家庭課作成)

■ 図表7：一時保護の状況



(出典：子ども家庭課作成)

### 3 社会的養育の体制整備の基本方向と全体像

#### (1) 基本方向

平成 28 (2016) 年の「児童福祉法等の一部を改正する法律 (平成 28 年法律第 63 号)」で明確化された「子どもの権利保障」と子どもの「家庭養育優先原則」を念頭に置きながら、神奈川県におけるこれまでの家庭への養育支援や代替養育・自立支援の取組みを踏まえ、今後、社会的養育体制の充実を図り、子どもたちが安心して健やかに成長し、生き生きと暮らすことができる神奈川の実現を目指します。

また、子どもが権利の主体であるという理念を、当事者である子どもと、その保護者や養育者がしっかりと意識し、子どもの意見が尊重され、子どもの最善の利益が実現できるような取組みを進めていきます。

なお、本計画は、「家庭養育優先原則」を前提に、代替養育を必要とする子どもの里親等への委託を進めることを柱の一つとしていますが、里親等における養育と施設における養育にはそれぞれの良さがあり、どのような養育環境が適するかは個々の子どもによって異なります。最も重要なのは、子どもの最善の利益を実現する観点から、子ども一人ひとりに合った養育環境を提供することであり、本計画の推進に当たっては、このことをすべての取組みに共通する最優先事項とします。

#### (2) 全体像

社会的養育の体制整備に当たっては、子どもや家庭のニーズを把握し、子どもの安全の確保や適切な保護、その他の支援を行う児童相談所や市町村の子ども家庭相談などの支援体制を強化するとともに、学校、警察、医療等の関係機関と連携した家庭への養育支援及び代替養育を必要とする子どもへの支援を推進します。

児童相談所においては、体制及び専門性を強化するため、平成 28 (2016) 年以降の児童福祉法等の改正内容を踏まえ、人材の確保・育成、多様な専門職や機関との連携を進めていきます。

代替養育を必要とする子どもへの支援においては、子どもが安心でき、保護者や養育者との温かく安定した関係の中で愛着関係を育み、個々の発達課題に向き合いながら、その子らしく成長し、自立できるように支援していくことが必要です。

この子どもへの支援は、「家庭と同様の養育環境」とされる里親やファミリーホームへの委託での養育を積極的に検討することとします。また、子どものパーマネンシー保障 (永続的解決) として養子縁組等の検討対象となる子どもについては、十分なアセスメントやマッチングを行い、子どもの最善の利益につながるかどうかを慎重に検討しながら進めます。

代替養育において、家庭養育優先の原則を実現するためには、里親を増やすことや、包括的な里親養育を支援する体制を整えていくことが必要です。里親養育を推進していくため、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後の支援までのフォスタリング業務を行う体制を、児童相談所のほか、社会福祉法人等と連携した取組みによ

り強化・推進していきます。

「家庭と同様の養育環境」では養育困難な専門的ケアを必要とする子どもなど、施設での養育が必要な子どもに対して、子どもの個別ニーズに配慮しながら「できる限り良好な家庭的環境」を提供できるよう、小規模グループケアを進めていきます。また、子どもが社会生活を地域との関係の中で学べるよう、施設において地域とのつながりが十分確保された養育を提供できるように取り組んでいきます。なお、医療や心理的ケアを必要とする子どもについては、多様な専門職によるケアが受けられるような体制を整えていきます。

国においては、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組みを進める方向性を示しています。神奈川県では、各施設が安定的な運営ができるような支援を行い、さらに施設機能を強化するため、社会的養育ビジョン等の趣旨を踏まえつつ、県内の各施設の養育理念や特色を生かして、施設での養育体制の整備を進めていきます。また、地域で生活する子どもや家庭の支援ニーズにも施設機能を生かす取組みを検討していきます。

さらに、ケアニーズが非常に高い子どもについては、その抱える課題に応じて、児童自立支援施設、児童心理治療施設、障害児入所施設の活用を進めていきます。

神奈川県では、国の目標を念頭に置きながら、代替養育を必要とする子どもの状態に応じた適切な支援が行えるよう、その受け皿となる里親・施設を確保するとともに、子どもの最善の利益を実現する観点から、個々の子どもに応じた支援の質が保てるような養育環境の確保や取組みを推進します。

代替養育を経験した者の自立支援については、地域で自立した生活を送るために必要な支援体制の整備を図るとともに、施設退所や里親委託終了後に困難を抱えた時に、信頼できる他者に相談できる力を育めるようにしていきます。また、自立援助ホームの確保や、社会的養護自立支援事業などに取り組むことにより、18歳を超えた者についても、そのニーズに応じた支援を提供できるようにしていきます。

## 4 代替養育の需要量と供給量

国の策定要領に基づき、代替養育に関する需要量・供給量等を見込みます。

### (1) 現況

平成 31 (2019) 年 3 月 1 日現在、県が児童福祉法に基づき乳児院及び児童養護施設へ入所措置又は里親へ委託している子ども数は、合計で 701 人で、その内訳は、乳児院が 72 人 (10.3%)、児童養護施設が 516 人 (73.6%)、里親委託が 113 人 (16.1%) となっています。(図表 8)

■図表 8：県所管児童相談所が乳児院、児童養護施設及び里親に措置・委託している子ども数（政令指定都市等の施設・里親に措置・委託している子どもを含む）（平成 31 年 3 月 1 日現在）

乳児院	児童養護施設	里親	合計
72 人 (10.3%)	516 人 (73.6%)	113 人 (16.1%)	701 人 (100.0%)

また、県が所管している乳児院、児童養護施設及び里親の状況は、乳児院が 3 施設、児童養護施設が 14 施設、里親登録数が 230 組で、ファミリーホームは開設されていません。

本県の特徴として、政令指定都市等と所管区域を越えて施設入所を行っており、本県所管の児童養護施設に入所している子どもの約 1/3 は政令指定都市等の措置児童となっています。(図表 9)

■図表 9：県所管の児童養護施設等に措置・委託されている子ども数（政令指定都市等が県所管施設・里親に措置・委託している子どもを含む）（平成 31 年 3 月 1 日現在）

	乳児院	児童養護施設	里親	合計
施設数・里親登録数	3 施設	14 施設	230 組	—
措置・委託児童数 (うち政令指定都市等の措置・委託児童数)	70 人 (0 人)	768 人 (268 人)	118 人 (6 人)	956 人 (274 人)

### (2) 代替養育を必要とする子ども数（需要量）

計画期間中の各年度における、代替養育を必要とする子ども数の見込み（需要量）を算出します。

#### ア 国の考え方

「新しい社会的養育ビジョン」では、「市区町村の支援体制が充実することによって、将来的には代替養育に至る子どもの数を減少させる方向性が必要ではあるが、初期には見えにくい虐待の発見の増加などによって、代替養育が必要となる子どもの数は増加する可能性がある」としたうえで、「市区町村の家庭維持の支援及び永続的解決に向けた体制整備を図ることにより、その効果

が出てくると考えられる時期には代替養育を必要とする子どもの数はピークを過ぎて減少していくことが期待できる」としています。

## イ 本県の考え方と算出方法

「神奈川県家庭的養護推進計画」では、現状で代替養育を必要としている子ども数の割合を基に、将来の需要量を推計しました。

本計画でも同様の方法で需要量を見込むこととしますが、近年の児童虐待相談対応件数の増加等を踏まえて、潜在的需要についても加味することとします。

なお、後述の里親等委託率の対象となる子どもは、乳児院入所児童、児童養護施設入所児童、里親・ファミリーホーム委託児童とされていることから、ここでの需要量には、一時保護及び児童自立支援施設や児童心理治療施設等への入所を必要とする子ども数については含めないこととします。

具体的な推計方法は以下のとおりです。

$$\text{代替養育を必要とする子ども数の見込み} = \boxed{\text{子どもの人口 (推計・年齢区分ごと)}} \times \boxed{\text{代替養育が必要となる割合}} \left( \boxed{\text{潜在的需要を含む。}} \right)$$

### ○ 子どもの人口（推計・年齢区分ごと）

国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口（H30.3）」を用いて推計します。なお、年齢区分ごとの内訳は、「神奈川県年齢別人口統計調査結果（H31.1.1現在）」の比率を基に算出します。

### ○ 代替養育が必要となる割合

現状で代替養育を必要としている子ども数の割合（H31.3.1時点の施設入所措置・里親委託児童数が県所管の児童人口に占める割合）とします。なお、「ア 国の考え方」にあるとおり、初期には見えにくい虐待の発見の増加などが予想されるため、前期末の令和6（2024）年度までは、施設入所措置及び里親委託されている子ども数の伸び率（H25～H30年度平均）を乗じて算出します。

### ○ 潜在的需要

近年の児童虐待通告件数の増加に伴い、一時保護児童数についても増加傾向にあります。そこで、一時保護児童のうち、保護期間が2か月を超える子どもを、代替養育の潜在的需要としてとらえることとします。

これらの数値を用いて、国が指定する年齢区分（3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降）ごとに、代替養育を必要とする子ども数を見込んだ結果は次のとおりです。（図表10）

県所管域の児童人口は減少が続き、平成30（2018）年度と比較すると、令和11（2029）年度には約6万6千人減少する見込みとなっています。これを前提とすると、代替養育を必要とする子ども数については、児童人口に占める割合は増加するものの、近年の伸び率や潜在的需要を見込

んだとしても、数自体は緩やかに減少し、また、今後、市町村の取組みの強化や親子再統合に向けた取組みの推進、特別養子縁組の成立を進めること等により、減少していくと予想されます。

■ 図表10：代替養育を必要とする子ども数の見込み（需要量）

年度		2018年 (H30年)	2020年 (R2年)	2021年 (R3年)	2022年 (R4年)	2023年 (R5年)	2024年 (R6年)	2025年 (R7年)	2026年 (R8年)	2027年 (R9年)	2028年 (R10年)	2029年 (R11年)
児童人口 (県所管域)	3歳未満 (0～2歳)	60,691	58,997	57,852	56,707	55,562	54,417	53,971	53,525	53,079	52,633	52,189
	3歳以上の就学前 (3～6歳)	86,768	83,382	82,117	80,852	79,587	78,324	77,257	76,190	75,123	74,056	72,990
	学童期以降 (7～19歳)	323,515	315,681	312,041	308,401	304,761	301,119	296,917	292,715	288,513	284,311	280,110
	計	<b>470,974</b>	458,060	452,010	445,960	439,910	<b>433,860</b>	428,145	422,430	416,715	411,000	<b>405,289</b>
代替養育を 必要とする 子ども数	3歳未満 (0～2歳)	109	109	108	107	107	106	105	104	104	103	102
	3歳以上の就学前 (3～6歳)	115	113	113	113	112	112	111	108	107	106	104
	学童期以降 (7～19歳)	506	505	505	505	505	505	499	492	484	478	470
	計	<b>730</b>	727	726	725	724	<b>723</b>	715	704	695	687	<b>676</b>

※平成30(2018)年度の代替養育を必要とする子ども数にも、潜在的需要を含む。実際の措置委託子ども数は計701人(3歳未満103人、3歳以上の就学前110人、学童期以降488人)

### (3) 里親等の供給量

代替養育の受け皿は、里親・ファミリーホーム（以下、「里親等」という。）と乳児院・児童養護施設の大きく二つに分けられます。ここでは、今後必要となる里親等の供給量を推計します。

推計の方法としては、まず年齢区分ごとの里親等委託率の目標値を設定したうえで、その目標値を達成するために必要となる里親数を算出し、これを里親等の供給量とします。

#### ア 里親等委託率の目標値

##### (ア) 国の考え方

策定要領において国は、『概ね7年以内(3歳未満は概ね5年以内)に乳幼児の里親等委託率75%以上』、『概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上』の実現に向けて、取組みを推進する」としています。

一方で、「数値目標の設定は、子どもが健やかに養育される権利を保障する環境を整えるために必要な取組みを計画的に進めるためのもの」であり、「個々の子どもに対する具体的な措置は、児童相談所における『家庭養育優先原則』を十分踏まえたアセスメントの結果によって、子どもの最善の利益の観点から行われるものであって、里親等委託率の数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではない」としています。

##### (イ) 本県の考え方

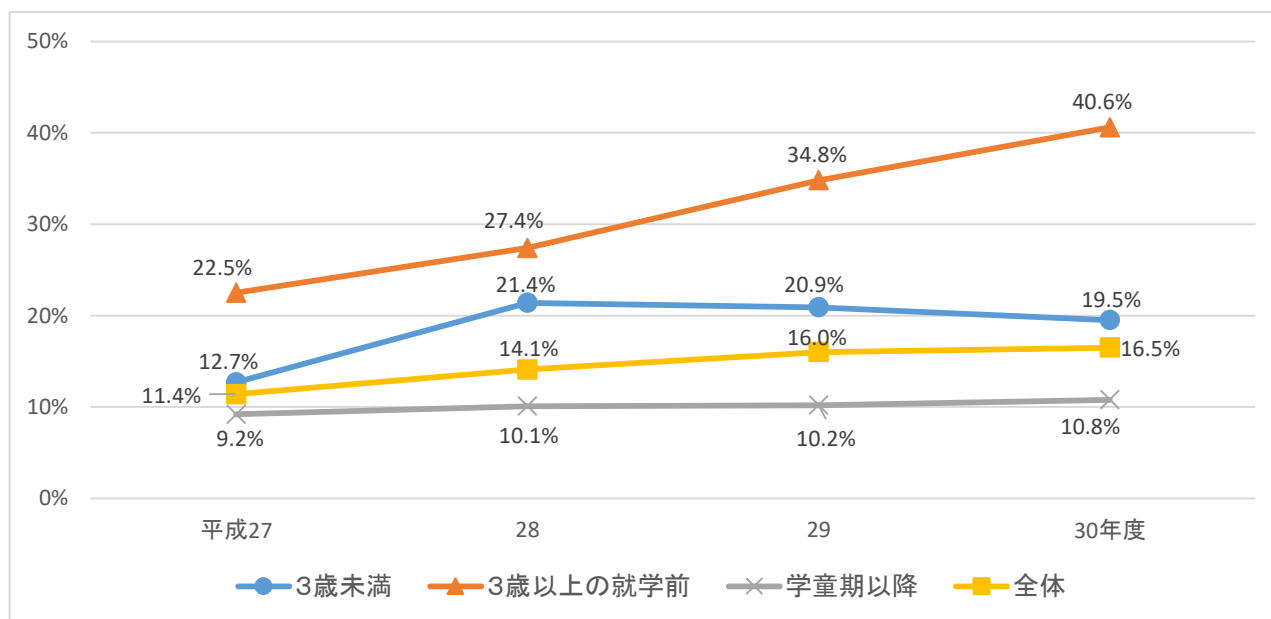
###### a 前回計画策定後の実績

前回計画策定後の平成27(2015)年度から直近の平成30(2018)年度における年齢区分ごとの里親等委託率の推移は次のとおりです。

平成30(2018)年度末現在の委託率は、3歳未満が19.5%、3歳以上の就学前が40.6%、学

童期以降が 10.8%、全体で 16.5%となっています。(図表 11)

■図表 11：年齢区別の里親等委託率の推移（各年度末現在）



(出典：子ども家庭課作成)

## b 目標値

前述の国の考え方と、前回計画策定後の実績を勘案し、年齢区分ごとに以下の考え方により里親等委託率の目標値を設定することとします。

### < 3歳未満 >

特に愛着形成が大切な時期にある3歳未満の子どもについては、10年後の里親等委託率75%以上の実現に向けて、重点的に取組みを進めることとします。

この年代の子どもは、親子関係を評価し早期に家庭復帰させるなど乳児院機能の活用が必要な子どももあり、現状では目標値を大きく下回っています。5年以内の目標達成は困難と考えられることから、10年以内の達成を目標とします。

### < 3歳以上の就学前 >

3歳以上の就学前については、ここ数年の実績において高い伸び率となっているものの、今後の伸びについては不確実です。

しかしながら、就学前の幼児についても、3歳未満と同様に「家庭と同様の養育環境」で養育されることが重要であることから、10年後の里親等委託率75%以上の実現に向けて、引き続き里親等委託の推進に取り組みます。

7年以内の目標達成は容易でないと考えられることから、10年以内の達成を目標とします。

### < 学童期以降 >

学童期以降については、実績において最も伸び率が低く、里親等への委託が進みにくい年



年齢区分となっています。特に思春期以降の子どもについては、子ども自らの意志で養育環境を選択することが可能な年代であることや、思春期特有の様々な課題を抱えている場合もあることから、里親等への委託に当たっては慎重に検討し、子どもの意向や状態に応じた適切な養育の場を確保する必要があります。

これらの実情を踏まえ、この年齢区分については、計画前期においては実績の伸び率を維持し、後期においては全体の委託率が40%に達するよう委託率を伸ばしていくことを目標とします。

以上を踏まえた令和6（2024）年度時点及び令和11（2029）年度時点における里親等委託率の目標値は、次のとおりです。（図表12）

なお、計画の推進において、計画前期は、計画後期よりも全体値が緩やかな伸びとなるよう設定します。

■図表12：里親等委託率の目標値

	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)	令和11年度 (2029年度)
3歳未満	19.5%	34.2%	75.0%
3歳以上の就学前	40.6%	59.2%	75.0%
学童期以降	10.8%	13.8%	24.6%
全体	16.5%	24.0%	40.0%

※平成30（2018）年度は、年度末時点の実績。

#### イ 里親等の供給量（里親登録数）及び里親等への委託子ども数の見込み

アで設定した目標値の達成を前提に、里親等への委託子ども数と、必要な里親数を見込みます。（図表13）

■図表13：必要な里親登録数及び里親等への委託子ども数の見込み

	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)	令和11年度 (2029年度)
里親登録数（供給量）	226	280	360
里親等への委託子ども数	109	174	271
3歳未満	17	37	77
3歳以上の就学前	41	67	78
学童期以降	51	70	116

※平成30（2018）年度は、年度末時点の実績。

なお、里親登録数の中には未委託の里親も含まれますが、令和6（2024）年度及び令和11（2029）年度の里親登録数については、未委託の里親への措置委託を進めていくことを加味して推計しました。



また、未委託の里親の中には、正式な措置委託は受けていないものの、3日里親や緊急一時保護の活動を行っている里親も含まれます。こうした里親の活動は、里親等委託率には反映されませんが、より多くの子どもの家庭的な環境を経験させることができたり、一時保護が必要な子どもの受け皿であるなど、貴重な資源の一つとなっているほか、里親が長期の委託を受ける前に養育経験を積むという意味でも非常に重要です。

本県では、単に里親等委託率を上げることだけにとらわれるのではなく、こうした様々な形で里親の活動をより充実させることも重視して取組みを進めていきます。

#### (4) 乳児院・児童養護施設等の供給量

##### ア 乳児院・児童養護施設

乳児院・児童養護施設の供給量については、今後、「家庭養育優先原則」を踏まえ里親等への委託を推進していきますが、取組みの途上においては、保護が必要な子どもの行き場がなくなることのないよう、十分な受け皿を確保します。

##### (ア) 施設で養育が必要な子ども数の見込み

本計画では、(2)で算出した「代替養育を必要とする子ども数の見込み」から、(3)イで推計した「里親等への委託子ども数の見込み」を減じた数を、「施設で養育が必要な子ども数の見込み」とします。(図表14)

■図表14：施設で養育が必要な子ども数の見込み

	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)	令和11年度 (2029年度)
施設で養育が必要な子ども数	550	549	405
3歳未満	69	69	25
3歳以上の就学前	60	45	26
学童期以降	421	435	354

※平成30(2018)年度は、年度末時点の実績。

##### (イ) 乳児院・児童養護施設の供給量

###### <乳児院>

3歳未満の乳幼児については、里親等委託率の向上に最優先で取り組むこととするため、里親委託が進むことで、乳児院での養育が必要な子ども数は現在と比べて減少することが想定されます。

しかしながら乳児院には、子ども自身や親子関係の評価などアセスメントのための入所（一時保護を含む）の役割や、子育て支援施策の充実に伴う子育て短期支援事業（ショートステイやトワイライトステイ）の役割が、今後ますます期待されることから、施設機能の拡充を考慮したうえで、次のとおり供給量を推計することとします。(図表15)

■図表15：県所管乳児院の供給量

	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)	令和11年度 (2029年度)
乳児院	77	71	67

### <児童養護施設>

児童養護施設の供給量を推計するに当たっては、以下の二点を基本的な考え方とします。

#### ① 施設養育の需要に応じた供給量の確保

施設での養育を必要とするすべての子どもに養育の場を提供できるよう、需要を満たす供給量の確保を第一の前提とします。

なお、(ア)で算出した「施設で養育が必要な子ども数の見込み」は里親等委託率の目標値の達成を前提としたものであり、里親等への委託が計画通りに進まなかった場合に子どもの行き場がなくなることを防ぐよう、留意が必要です。

また、本県の特徴として、政令指定都市等と所管区域を超えて施設入所措置を行っていますが、政令指定都市等の施設整備が十分ではない状況から、本県所管施設に入所している子どもの約1/3は政令指定都市等の子どもとなっています。広域自治体として、県全体の需給バランスを考慮する必要があり、政令指定都市等の需要にも配慮した供給量の確保が求められます。

#### ② 小規模かつ地域分散化の推進

国から示されている小規模かつ地域分散化の方針を受け、本県としても、国が示す方向性を前提に今後の児童養護施設の供給量を見込むことを基本的な考え方とします。しかしながら、小規模化・地域分散化を進めるためには、施設職員の人材確保と育成が必須であること、各施設の養育理念や特色によっては、一律に小規模化・地域分散化することが最良とはいえない場合がありうることなどから、各施設の事情や法人の意向を踏まえ、慎重に検討する必要があります。

以上を踏まえ、次のとおり県所管児童養護施設の供給量を推計することとします。(図表16)

■図表16：県所管児童養護施設の供給量

	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)	令和11年度 (2029年度)
児童養護施設	878※	767	636

※平成30(2018)年度の暫定定員。

### <乳児院・児童養護施設の供給量に関する留意点>

前述のとおり、乳児院・児童養護施設の供給量を推計しましたが、実際の需給状況によっては見直しが必要となる可能性もあります。このことを念頭に、各施設や政令指定都市等と連携を

図りながら、県全体として適切な施設供給量が確保できるよう取り組んでいきます。

なお、特に10年後については、代替養育を必要とする子ども数や里親委託の進捗状況、施設整備の動向などの変動要素があることから、5年後の後期計画策定時に、これらの状況を踏まえ、施設供給量を見直すこととします。

#### イ 児童自立支援施設・児童心理治療施設

児童自立支援施設・児童心理治療施設については、いずれも里親等や児童養護施設では養育が困難とされる専門的な支援やケアを必要とする子どもの入所施設です。よって、里親等への委託の推進、乳児院・児童養護施設の小規模化・地域分散化が図られても、対象児童や入所ニーズに大きな変化はないと考えられることから、現状と同程度の供給量を確保することとします。(図表17)

■図表17：児童自立支援施設・児童心理治療施設の供給量

	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)	令和11年度 (2029年度)
児童自立支援施設	32※	36	36
児童心理治療施設	42	42	42

※平成30(2018)年度の暫定定員。

## 5 取組みの方向（4つの柱）

社会的養育を  
必要とする



子どもたちが安心して健やかに成長し、  
生き生きと暮らすことができる神奈川



**実現**

### （1）子どもの権利擁護の推進

子どもが自らの権利を理解し、主体的に表明した意見が尊重される仕組みをつくり、子どもの権利が守られるようにします。

### （2）子どもと家庭を地域で支援する取組みの推進

児童相談所・施設・市町村等関係機関が一体となって子どもや家庭を支援する体制を充実・強化します。

### （3）家庭と同様の環境における養育の推進

「家庭養育（里親等）」と「家庭的な環境での養育（乳児院・児童養護施設等）」との協働により、子ども一人ひとりに合った養育環境を提供します。

### （4）代替養育を経験した子どもの自立支援の推進

代替養育を必要とする子どもたちの自立する力を育み、支える環境を整えます。

## 6 具体的な取組み

### (1) 子どもの権利擁護の推進

子どもが自らの権利を理解し、主体的に表明した意見が尊重される仕組みをつくり、子どもの権利が守られるようにします。

#### ア 子どもの意思形成と意見表明のための支援

子ども自らが生活する場を決めるなど、子ども一人ひとりの支援方針を決定するに当たり、子ども本人の意向が尊重されるよう、子どもの年齢や理解度に応じて、家庭の状況や代替養育の場に係る情報等の提供及び支援の選択肢を提示し、自分に関する重要な決定に参加できるよう支援の充実を図ります。

また、子どもが自ら有する権利の内容について理解を促進するとともに、自分の意見を自信を持って表明できる力を養うための機会を確保し、意見表明するための支援の充実を図ります。

#### <主な取組み>

##### ●子どもの権利理解と意見表明の促進

子どもが自らの権利を理解し主体的に考える機会を提供するため、また、子どもが意見表明することの必要性と意義に対する理解を深めるため、「子どもの権利ノート」の内容を子どもや社会的養護経験者等の参加により見直します。

また、生活の場（代替養育等）の決定など、個別の支援計画作成に当たっては、子ども一人ひとりの理解力を考慮したうえで十分に情報提供し、意見表明ができるようにします。

##### ●子ども集会等の開催

社会的養護の関係者や社会的養護経験者の意見を聴きながら、子どもが自分の意見を自信を持って表明する力を養うための機会を設けます。

#### イ 子どもの意見を聴き、代弁する支援

施設や児童相談所の一時保護所では、子どもへのヒアリング、アンケートの実施、意見箱の設置などにより、子どもの声を聴く取組みを実施しています。しかし、施設等に入所している子どもたちは、自ら意見を発信しにくく、さらに、措置をしている児童相談所や生活の場である施設の職員には言いにくい場合もあります。

施設等で生活している子どもが、自分の意見を発信し、より良い生活の実現に生かせるよう、日常的に関わりのない第三者が子どもの意見を汲み取り代弁する仕組みをつくり、自ら声を上げることの難しい子どもが意見を表明し、尊重されるよう支援を進めます。

また、子どもに関わる職員が、子どもの意見を傾聴し、的確に汲み取ることができるよ

う、子どもが意見表明することの必要性と意義に対する理解を深めます。

#### <主な取組み>

##### ●子どもの人権相談室事業の強化

子ども専用の電話相談事業（人権・子どもホットライン）などを通じて、子どもの抱える問題の解決に向けた支援を進めるとともに、児童福祉施設の職員を対象とした権利擁護研修を充実していきます。

##### ●子どもの意見の代弁（アドボカシー）事業の推進

子どもの支援に日常的に関わっていない学識者や弁護士などの第三者が、定期的に子どもの意見を聴き、必要に応じて子どもが表明した意見を関係者につなぎ、代弁することにより、子どもの声を個別の支援やより良い生活の実現に生かせるようにします。

#### ウ 子どもへの虐待の禁止の徹底

子どもの権利擁護の強化を図るため、保護者や養育者による体罰は虐待であることや体罰によらない子育てについて、子どもや保護者等の理解を促進します。また、被措置児童等虐待の禁止について、施設職員及び里親への徹底、施設入所児童等や関係機関への周知を行い、未然防止を図ります。

#### <主な取組み>

##### ●体罰禁止及び体罰によらない子育てについての周知啓発

体罰禁止及び体罰によらない子育てを推進するため、保護者及び養育者が子どものしつけに際して体罰を加えてはならないことについて、広く県民に周知するとともに、子どもから保護者まで、それぞれの理解を促進するため、啓発資料を作成し、活用していきます。

また、被措置児童等虐待を防止するため、施設職員や里親への研修を強化します。

## (2) 子どもと家庭を地域で支援する取組みの推進

児童相談所・施設・市町村等関係機関が一体となって子どもや家庭を支援する体制を充実・強化します。

### ア 児童相談所の体制強化と関係機関との連携強化

児童相談所は、子どもの安全確認や介入から支援まで、児童虐待への対応を総合的に行う中核的な専門機関です。近年の児童虐待相談対応件数の増加や重篤な事案の発生を踏まえ、児童虐待相談に適切に対応するために、児童相談所の環境改善、業務量に応じた職員配置や専門性の向上を図っていきます。

また、複雑かつ深刻化する児童虐待相談について、専門的知見を有する医療や法律に係る専門職の助言により、専門的な対応の強化を図ります。さらに、児童虐待による重大事例の検証を行うとともに、市町村や保育所・幼稚園・学校、警察、配偶者暴力相談支援センター等、様々な関係機関とのさらなる連携強化に取り組みます。

虐待、子育ての不安、しつけ等の様々な子どもや家庭の悩みに関する相談や虐待通告に関し、相談しやすい体制を整備して、児童虐待の未然防止、早期発見・対応の取組みを進めます。

### <主な取組み>

#### ●児童虐待事案に迅速・的確に対応できる児童相談所体制の構築

増加する児童虐待相談に迅速・的確に対応するため、国の総合強化プランや児童福祉法等の改正の趣旨を踏まえ、児童相談所の人材確保に取り組むとともに、人材育成を図ります。

人材育成にあたっては、研修を充実させるとともに、子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを行うことができるよう、専門性の向上を図っていきます。

#### ●児童相談所の法的対応を強化するための相談体制の整備

児童虐待の重篤な事案について、児童相談所がためらうことなく迅速・的確に介入するため、また、子どもの支援に当たり、児童相談所と保護者の意向が一致しない場合などに的確に対応するため、弁護士に常時相談できる体制を整備します。

#### ●厚木児童相談所新築工事

老朽化が著しい厚木児童相談所について、単独庁舎として移転再整備を行います。

#### ●相談しやすい体制整備による虐待の未然防止と早期発見・対応の推進

電話及びSNSなど複数の媒体による相談・通告窓口を設け、児童虐待の未然防止や早期発見・対応を図ります。

#### ●関係機関間のさらなる連携強化

子どもの安全・安心を守るため、市町村、児童相談所、保育所、学校等教育機関、医療機関、警察、配偶者暴力相談支援センターなど、関係機関間のさらなる連携強化に取り組みます。配偶者暴力相談支援センターが一時保護したDV被害者が同伴している子どもに



については、虐待を受けていた場合があるため、連携して子どもの支援の充実を図ります。

また、様々な支援を行う民間団体とも連携し、子どもや家庭を地域で支え、見守る体制を強化します。

#### ●児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証と再発防止

本県が行ってきた児童虐待による死亡事例等の検証結果及び提言を関係機関と共有し、再発防止に向けた取組みを強化します。また、市町村においても積極的な検証が行われるように技術的な助言を行います。

### イ 子どもの権利が守られ適切なケアを提供する一時保護

児童虐待相談件数の増加に伴い、一時保護件数が増加しています。子どもの行動が制限される一時保護が長期化しないよう、迅速かつ効果的なソーシャルワークができるよう児童福祉司等の専門性の向上を図っていきます。

不適切な養育を受けるなどにより、様々な課題を抱え一人ひとりに応じた対応が必要な子どもが増える中、個別性が尊重され、子どもの権利を守り適切なケアが提供できる一時保護環境を整えます。また、特別な配慮を必要とする子どもへの対応が可能な設備やその他の環境を整えます。

一時保護の実施に当たり、温かく安心できる場を提供し、個別性が尊重されながら目的に応じた保護がなされるよう、一時保護所のほか、施設や里親等の機能を生かした委託による一時保護を進めていきます。

### <主な取組み>

#### ●児童相談所の人材確保・育成

被虐待の影響でトラウマを抱えた子ども、発達障害がある子ども、愛着障害がある子どもなど、一時保護所で様々な課題がある子どもへのケアを行う一時保護所職員や、ソーシャルワークの中心となる児童福祉司を始めとする児童相談所職員への研修の充実を図ります。

国の「一時保護ガイドライン」を踏まえた適切な一時保護の検討を進め、一時保護所マニュアルを見直します。

#### ●厚木児童相談所新築工事【再掲】

新たな一時保護所は、個室を整備する等、それぞれの子どもに合わせた対応が可能な環境を整備します。

#### ●子どもの状況に応じた施設や里親等への委託による一時保護の実施

通学等、これまでの生活を継続しながら一時保護を実施することが望ましいなど、個別の事情や子どもの意向を考慮し、里親等への委託による一時保護を積極的に検討します。

#### ●一時保護所の自己評価及び第三者評価の実施

一時保護中の子どもの権利を保障し、質の高い一時保護を実施するために、自己評価及び第三者評価を実施します。

#### ●子どもの意見の代弁（アドボカシー）事業の推進【再掲】



## ウ 市町村の子ども家庭相談体制の強化に向けた支援

虐待による0歳児の死亡事例が多い実情を踏まえ、予期しない妊娠や精神疾患のある養育者への相談、支援体制の充実が必要です。支援を必要とする子どもや家庭を早期に発見し、相談、支援を行う体制を整備・強化するため、市町村が子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターの設置を進められるよう、必要な情報の提供や研修の実施などに取り組んでいきます。

市町村要保護児童対策調整機関の職員の専門性の向上を図るため、研修の機会を確保するとともに、要保護児童対策地域協議会の機能強化や効果的な運営に向けて支援します。

また、関係機関が把握した情報の速やかな集約、共有化により、安全確認ができていない子どもの調査・対応を推進し、支援を必要とする子どもや家庭の早期把握を図ります。

### <主な取組み>

#### ●市町村職員を対象とした専門研修や情報共有の機会の確保

要保護児童対策調整機関の調整担当者研修、その他市町村職員を対象とした研修や連絡会を通じて、子ども家庭相談や妊産婦への支援に係る職員の専門性向上を目的とした階層別の研修や、各自治体の取組み情報について共有の機会をつくとともに、市町村と関係機関のさらなる連携強化を図ります。

#### ●児童相談所による市町村支援の強化

日常的な個別事例の対応においての連携や市町村職員への支援・協力とともに、市町村支援担当児童福祉司を児童相談所に配置し、市町村への支援を強化します。

## エ 乳児院における子ども家庭支援の新たな展開

乳児院では、障害のある子ども、虐待を受けた子ども、あるいは病虚弱の子どもなど、ケアニーズが高い子どもの養育を担っています。そのため、良好な家庭的な環境や適切な養育支援体制を整え、愛着形成や健全な心身の発達を促す専門的な養育を行いながら、養育実践の中で蓄積された知識やノウハウを活用した多機能化を進めていくことが必要です。

乳幼児への専門的な養育に加え、地域の子育て中の家庭からの相談を含む保護者への育児指導等の支援により、地域での子育てを支援していきます。また、医療機関等の関係機関との連携による支援、親子関係再構築による家庭復帰支援のほか、里親への移行支援や里親養育の支援等、乳児院の機能を活用した支援の推進を図ります。

### <主な取組み>

#### ●老朽化施設の再整備による養育環境の改善

ケアニーズの高い乳幼児を、良好な家庭的な環境の中で養育できるように、施設の再整備への支援を計画的に行っていきます。

#### ●乳児院の多機能化等の推進による機能強化

児童の早期家庭復帰や里親委託を可能とするための支援を行い、親子関係の再構築等を図り、入所児童の早期の退所を促進します。

また、乳児院機能を生かした地域での育児支援など、多機能化を推進する事業の実施を支援しながら、社会的養育における乳児院の役割・機能について、検討していきます。

### (3) 家庭と同様の環境における養育の推進

「家庭養育（里親等）」と「家庭的な環境での養育（乳児院・児童養護施設等）」との協働により、子ども一人ひとりに合った養育環境を提供します。

#### ア 里親等への委託の推進

様々な課題を抱え、代替養育を必要とする子どもについて、子ども一人ひとりのニーズに応じた保護・養育の場を提供することを念頭に置きながら、家庭養育優先原則を踏まえ、里親委託を優先して検討します。特に、愛着関係の基礎をつくる時期にある乳幼児については、重点的に里親委託を推進していきます。

なお、現在施設に入所している子どもの里親等委託については、本人へ十分な情報提供をしたうえで、その意向を汲み取り、慎重に検討することとします。

本県では、児童相談所、児童養護施設に併設した家庭養育支援センター、乳児院や児童養護施設に配置する里親支援専門相談員、さらに里親センターが連携し、里親委託を推進してきました。里親支援機関の中で、里親センターは児童相談所と連携しながら統括的な役割を担い、総合的かつ広域的な調整を行っています。児童相談所は、里親の認定登録手続き及び子どもを措置委託する機関として、里親子への支援全般を実施する役割を担っています。

こうしたフォスタリング業務の実施体制をさらに充実させるとともに、里親研修の充実等を通じて、病気や障害などの様々な課題を抱えた子どもの養育技術の向上を図るなど、多様なニーズに応えられるようにしていきます。

また、家庭復帰の見込みがあることや保護者の同意が得られないなどの理由から里親委託につながらない子どもたちがいますが、子どもにとって必要な養育環境を提供するという観点から、こうした子どもたちの里親委託の可能性についても検討を進めていきます。

#### <主な取組み>

##### ●フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築

里親センター、家庭養育支援センター、児童相談所が連携し、里親制度の普及啓発、里親の開拓、里親研修、子どもと里親家庭とのマッチング、里親支援などの一連のフォスタリング業務をより効果的に実施できる体制を整備します。

また、里親委託を推進できるよう、里親や里親会の協力を得ながら、里親支援事業や里親センター事業の拡充などを検討するとともに、委託後の里親を支える相談支援やレスパイトを含め、必要な事業を実施します。

各児童相談所に里親支援担当の児童福祉司を配置し、地域の社会資源を活用したソーシャルワークによる里親支援を強化していきます。

里親制度の普及啓発や里親養育をしやすい地域づくりについて、市町村の理解・協力が得られるよう働きかけていきます。

### ●乳児院に一時保護委託・措置された乳幼児の里親等委託の重点的推進

乳児院で養育される乳幼児については、児童相談所において里親等委託を積極的に検討し、里親等委託が適当な子どもは、早期に安定した家族関係の中で愛着形成ができるよう進めていきます。

### ●ファミリーホームの設置促進

家庭養護の一形態であるファミリーホームについても、設置を促進し、里親等委託を進めます。

### ●専門里親の育成

虐待により心身に影響を受けた子どもや障害のある子どもなど、専門的なケアを必要とする子どもも、できるだけ里親のもとで養育することができるよう、専門里親を育成していきます。

具体的には、看護師や保育士等の資格があるなど、専門的知識を持った里親の開拓や、里親への研修の充実に取り組みます。

## イ 児童養護施設等の高機能化等

虐待の未然防止、親子関係再構築、家庭復帰に向けた家庭環境の調整、家庭復帰後の虐待の再発防止のための家庭支援の充実や、里親養育の支援等、施設の専門的な養育機能を生かした地域支援の充実を図ります。

様々な事情や発達の課題を抱え、家庭での養育が困難な子どもたちが、傷ついた心身を癒し回復して、健やかな発達が保障されるようにします。そのため、安全かつ安心して生活できるより家庭的な養育環境や、施設が安定的に運営できる体制の整備を図ります。

障害特性や子どもの心理的・医療的ケアなどの、専門的ケアの必要度に応じて、個々の子どもに適切なケアが提供できるよう、人材育成や体制整備を図ります。

また、地域で生活する子どもや家庭の支援ニーズにも施設機能を生かす取組みなどについて検討していきます。

### <主な取組み>

#### ●計画的な施設の小規模化及び地域分散化の推進

老朽化した施設の改築やグループケアの適正規模化を計画的に進めるなど、より家庭的な環境で子どもたちが生活できるように養育環境整備や安定的に運営できる体制整備を図ります。

小規模化及び地域分散化の推進に当たっては、県所管域における施設養育を必要とする子どもが適切に養育を受けられるよう、必要な定員を確保します。なお、県所管施設の他自治体定員枠については、施設総定員の動向や施設養育を必要とする子どもの状況をみながら見直しをします。

地域分散化については、職員の孤立・閉鎖性のリスクを回避できるような体制の構築や安定的な施設運営が可能となる職員体制の確保に留意し、法人・施設と協議しながら進めていきます。

### ●施設の高機能化及び多機能化

家庭復帰や里親委託、あるいは施設退所児童へのアフターケアなど、個々の子どものニーズやその家族への支援ニーズに合った養育や支援の提供、施設の専門的な養育機能を生かした地域支援や、レスパイトや相談支援など里親支援の充実について検討していきます。

また、地域に根付き、多くの大人が関われる環境を生かしながら、個別的配慮のもとでの支援に取り組んできた、従来の各施設の養育実践を生かしながら、家庭養育が困難あるいは不適当な子どもの支援ニーズに応えられるよう、多様な養育の場を確保できるようにします。

### ●人材の確保と専門的ケアの充実

社会的養護の担い手となる人材の確保策について検討し、必要な取組みを進めます。

また、児童相談所の一時保護所を含む社会的養護関係施設職員が身に付けておくべき専門的ケアについての知識や技能を学ぶ研修の機会を確保し、施設職員の支援技術の向上を図るとともに、施設現場を支援するため、スーパービジョンやコンサルテーションを行う仕組みについて検討します。

### ●多様な子どもの支援を推進する民間施設支援

できる限り良好な家庭的環境を提供し、子どもへの個別対応を基本とした養育を行う民間児童福祉施設に対して補助し、支援の質の向上を図ります。

### ●子どもの専門的ケアニーズに応じた施設利用

子どものケアニーズを的確にアセスメントし、社会的養護関係施設及び福祉型障害児入所施設など種別が異なる施設の効果的な利用や施設間の連携について検討する場を設け、制度のはざままで支援が行き届かない子どもが生じないようにしていきます。

## ウ 子どものパーマネンシーを保障する支援体制の構築

平成29（2017）年4月施行の改正児童福祉法で、養子縁組に関する支援が児童相談所の業務に新たに位置付けられました。本県では、平成29（2017）年度より里親センターに養子縁組の相談に対応する職員を配置し、児童相談所と連携して、養子縁組の相談への対応、養子縁組に向けた子どもの適応状況等の確認、養子縁組後のフォローアップに取り組んでいます。

子どもに安定的かつ永続的な養育環境を提供するため、特別養子縁組制度への理解を広め、担い手を増やすとともに、特別養子縁組が適当と考えられる子どもについての検討に当たって十分なアセスメントやマッチングが行われるよう、児童相談所職員の理解を促進し、相談支援体制を整えていきます。

### <主な取組み>

#### ●養子縁組への相談支援の充実

特別養子縁組を含む養子縁組の相談、養育支援、縁組後のフォローアップなど、里親センターを中心に相談支援を進めていきます。

特別養子縁組に関する児童相談所職員の研修受講の促進等、児童相談所における養子縁組に関する相談支援体制を強化します。

●**民間の特別養子縁組あっせん団体との連携に係る検討**

民間の特別養子縁組あっせん団体による特別養子縁組の成立の状況を把握（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 第32条第一項）するとともに、あっせん団体との連携を検討していきます。

●**養子縁組制度の普及・啓発**

里親セミナーの開催、広報啓発物の作成・配布、情報コーナーの設置などを企画・実施し、里親制度とともに、養子縁組制度についての周知を図ります。

## (4) 代替養育を経験した子どもの自立支援の推進

代替養育を必要とする子どもたちの自立する力を育み、支える環境を整えます。

### ア 代替養育を経験した子どもの自立支援ニーズの把握と支援

児童養護施設等を退所した児童や里親から自立した児童（以下、「退所児童等」という。）のその後の生活状況や家族との関係、社会に出てから抱える課題など、措置解除後の支援ニーズについて把握することは、その後の支援を考えるうえで大切です。

そこで、退所児童等に対して就労や生活全般の相談支援を行っている「あすなろサポートステーション」の活動や施設のアフターケアを通して、退所児童等の現状や課題を引き続き把握し、退所前から退所後のケアの充実や、その他施策の検討に生かしていきます。

#### <主な取組み>

##### ●代替養育を経験した者からの意見聴取

あすなろサポーター・職業指導員連絡会を活用するなど、退所児童等の意見聴取の仕組みについて検討し、実施していきます。

##### ●代替養育を経験した者へのフォローアップ

あすなろサポートステーション等、退所後に相談できる社会資源の情報提供を進めるとともに、施設の実家機能を生かして、退所児童等が必要な時に相談支援が受けられるようにしていきます。

また、あすなろサポートステーション事業と各施設とのネットワークを活用した取組みにより、退所児童等の状況把握に努め、支援につなげるようにしていきます。

なお、施設や里親、児童相談所などが、家庭復帰した子どもも含め退所児童等の生活課題を把握した際には、相談に応じるとともに必要な支援を実施していきます。

### イ 成人期へつなぐ子どもの自立支援の推進

代替養育を経験した者が地域で自立した生活を送るために必要な支援が提供できる体制を整えていきます。

近年、退所児童等への自立支援の拠点となる「あすなろサポートステーション」の登録者が増加し、自立支援の体制を強化する必要があります。そこで、「あすなろサポートステーション」と、各施設に配置された職業指導員やあすなろサポーターとの協働によるアフターケア体制を基本に、退所児童等への自立支援を進めていきます。

また、児童相談所・施設・里親が連携して、措置解除後を見据えた子どもへの支援に取り組んでいきます。

## ＜主な取組み＞

### ●子どもの自立に向けた支援の充実

施設等で育った子どもが一般家庭の子どもと同様に社会において自立していけるよう、退所までに、自立に必要な生活の知識、技術や経験が得られ、個別のニーズに合った必要な支援が施設において受けられるようにしていきます。

### ●社会的養護自立生活支援事業等の実施

里親等への委託や児童養護施設等への入所措置を受けていた者で、就学や就労に向けて引き続き里親家庭や施設、自立援助ホームに居住して必要な支援を受ける必要がある18歳を超えた者への支援を進めます。

### ●「継続支援計画」の作成と自立支援

自立支援コーディネーターの統括のもと、当事者が主体的に関わった自立に向けた計画の作成や、個別ニーズに応じた自立支援を促進します。

### ●自立援助ホームの開設促進

自立に向けた支援を必要とする10代後半の子どもが、支援を受けながら就労や就学をすることができる自立援助ホームなど、多様な支援の場を確保していきます。

自立援助ホームについては、就学を目的としたものの設置の検討をしながら、開設を進めていきます。



## 7 計画の進捗管理・評価

計画の進捗状況については、毎年度、以下の項目により把握し、神奈川県児童福祉審議会（施設里親部会・権利擁護部会）に報告するとともに、その結果を公表します。

また、前期及び後期の中間年（令和4（2022）年度、令和9（2027）年度）には、進捗状況の把握とともに、必要に応じて、代替養育を必要とする子ども数（需要量）や施設・里親等の数（供給量）の再推計を行います。

### （評価項目）

#### 柱1：「子どもの権利擁護の推進」関係

- ◆ 児童福祉施設の職員を対象とした権利擁護研修の実施状況
- ◆ 子どものアドボカシー事業の実施状況

#### 柱2：「子どもと家庭を地域で支援する取組みの推進」関係

- ◆ 児童福祉司・児童心理司の配置数
- ◆ 児童相談所職員を対象とした研修の実施状況
- ◆ 一時保護の状況
- ◆ 市町村子ども家庭総合支援拠点設置状況

#### 柱3：「家庭と同様の環境における養育の推進」関係

- ◆ 里親等委託率
- ◆ フォスタリング機関事業実績
- ◆ 新規里親登録数・登録里親数・委託里親数・委託子ども数
- ◆ 3日里親、緊急一時保護里親の活動実績
- ◆ 児童養護施設等の小規模化・地域分散化の状況
- ◆ 特別養子縁組に関する研修を受講した児童相談所職員数

#### 柱4：「代替養育を経験した子どもの自立支援の推進」関係

- ◆ あすなろサポートステーションの事業実績
- ◆ 自立援助ホームの実施箇所数、利用状況

### ○前期計画

- ・ 新たな社会的養育体制の仕組みづくり
- ・ 里親登録・委託の推進方策の展開と施設の小規模化等、代替養育の供給体制再編成に向けた計画の推進（段階的準備期）

○後期計画

- ・ 新たな仕組みによる社会的養育の展開
- ・ 目標の見直しと最終目標達成に向けた供給体制再編成に向けた施策の展開（施策推進期）